

企業進出・誘致の法律問題

——開発行政における自治体の役割に関する調査研究——

平 井 孝

一、研究の視角

二、中条町における企業・工場誘致の諸問題

- 1 新潟工業地帯における日立・中条工場の位置
- 2 中条町における日立工場の誘致とその評価

三、まとめ

一、研究の視角

新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律一一七号）、工業再配置促進法（昭和四十七年法律七三号）などの制定は、従来のわが国の工業立地政策における大都市中心ないし集中主義——企業の経営論理にたいする反省・批判の所産

であったとおもわれる。すなわち、現象的には、右二法の狙いは、地方に中核的な産業都市を建設し、地方社会の充実を期することにあつたと推測されるが、さらに重要な点は、都市における工業団地の困難化の増大という状況であろう。例えば、工場の新設・拡張のための用地取得は、第一に、土地価格の高騰によって、第二に、予定地周辺住民の生活環境保全要求に根ざす反対運動によって、より厳しい現実があるということである。これらの事情によって、大都市における工場立地は、概して、社会問題化の可能性を、近時、内包している。

そこで、企業側の工場立地における発想の転換、つまり、地方小規模都市への工場移転のメリットが、従来考られてきたデメリットを凌駕するに至つたという、企業側の評価が導き出されてきたのである。

要するに、工場の地方分散の必要と利益が、企業経営者において評価されうる日本社会の実態・条件が成立したといえる。

さらに、付言するならば、地方生活のメリットの再認識の風潮があろう。大都市の反自然的な生活よりも、地方社会の自然的な生活を選ぶという、価値観の強調が近時著しくなつてきているということも無視しえなくなつてきているのはなからうか。

上述の、工業立地における土地問題的側面にも増して留意すべきは、企業の生産工程における合理化——コンピュータ・システムの導入による省力化と経営管理技術の進歩によって、企業における労働力需要の内圧がいちじるしく減殺されてきているということである。このことは、工場立地における大都市依存の必要を解除し、少量の上質の労働力の需要に、その方向性を転換し、工場地方分散の論理に接続しているようにおもわれる。

以上は工場の地方分散を企画・実行する経営者企業側の論理である。つまり、企業進出の貸借対照表における借方（メリット）の超過の論理である。これにたいして、企業誘致・受入側である地方自治体は、いかなる論理・期待

において、企業工場誘致を企画・実行しているのか。そしてその成果はいかなるものとなっているのか。

この問題を、本稿では、行政法学的視点をまじえて、もっぱら、新潟県北蒲原郡中条町の日立製作所中条工場誘致の実例において検討することにした。

二、中条町における企業・工場誘致の諸問題

1 新潟工業地帯における日立・中条工場の位置

(一) 新産業都市建設促進法(昭三七)の制定以来、新潟県の工業立地は、従来の新潟工業地区、村上・中条工業地区、長岡工業地区、直江津工業地区のうち、前二者の工業地区においてめざましい発達を遂げている。

新潟工業地区においては、新潟東港の新規開設・整備、工業団地の造成、産業道路の新設、などによって、工場誘致策が進められている。これにたいして、村上・中条工業地区、とりわけ中条地区において、著しい発展がみうけられる。この地区には、人口三万弱の中条町を中核にして、企業・工場が誘致されている。たとえば、昭和三四年以降、協和ガス化学工業、倉敷レーヨン、緑川樹脂化成等のガス化学工業および関連産業が立地しているが、昭和四七年工業再配置促進法の制定以降に進出した企業の代表格は、日立製作所中条工場である。日立・中条工場は、次のような多くの関連企業の誘致・系列化を押し進めた。

- ① 村上市。村上電機。菅電気。(二社)
- ② 新発田市。松本製作所。(一社)

- ③ 岩船郡荒川町。協和工業。渡部製作所。熊倉製作所。松浦スプリング。相模工業。（以上五社）
- ④ 岩船郡関川村。辻井製作所。（一社）
- ⑤ 北蒲原郡黒川村。三進製作所。吉田電機工業。（以上二社）
- ⑥ 中条町。日立運輸東京モノレール。日立産機エンジニアリング。杉山木箱工業。日立京浜商事。中条商工。加藤商事。ヒラマ金物。日立クレジット・日立リース。中央商事（以上十社）（資料(6)A(6)B）

以上のように日立・中条工場は、関連・系列企業二〇社にのぼる衛星的企業を中心にある。これらの諸企業分散配置は、日立製作所の工場分散・地方進出計画における地元自治体の希望・要望尊重主義の結果であるといえよう。

(二) ところで日立・中条工場の誘致を断行した中条町とは、いかなる町であるのか。（資料(1)）

中条町は、県都新潟市から約四〇軒の距離にあり、北緯三八度三分・東経一三九度二五分に位置している。越後山脈の藤十郎山に源を發する胎内川の沖積土の上に開けた町で、米どころ蒲原平野の北部を占め、西は日本海に面し、東南方は標高五六八米の櫛形山脈が屏風のように連らなっている。水と緑に恵まれた町域は東西一二・五五軒南北一五・〇四軒の扇形をなし、面積は八五・六七平方軒で、天然ガスの産出地として有名である。

昭和三十一年、天然ガス層が確認され、一躍工業面での脚光を浴び、昭和三五年、前述の化学コンビナートを誘致し、中条町は田園工業都市として再出発したのである。

しかし、中条町は、県都新潟市への人口流出が避けられない状況にある田園都市であり、いわゆる、過疎進行地域の悩みを長い間もっていた。

中条町の人口統計によれば（資料(2)(3)）昭和二五年までは人口の漸増、昭和三〇年に減少、昭和三五年以降漸増

となっている(二八〇九六人↓二七七一五人↓二八二一九人↓三〇〇九〇人△昭五〇〇)。

2 中条町における日立工場誘致とその評価

(一) 昭和四二年一二月、中条町は、産業振興計画の一環として、「中条町工場誘致条例」を制定している。(資料7)
A)

昭和四三年九月、熊倉町長の主導下、具体的に、二つの計画が進められている。

第一に、中条町の土地利用計画(プロット図)が作成され、町を、工業、農耕、住宅、商業地区に区わけし、それぞれの将来構想を図示化し、これによって町民を啓蒙し、郷土の発展にたいする情熱を喚起している。

地方自治体住民の生活意識の内部に潜在している郷土意識の顕在・具象化を、町の広報行政と結びつけ町民に理解しやすい方式・形態において実施した点は、住民の自治意識の昂揚のためにはきわめて有意義なものであったと、高く評価しうるであらう。

第二に、農業労働の省力(合理化)化を目的とする、農作業の共同化を促進させていることが、注目される。

中条町の農家の平均耕作面積は、約一・一ヘクタールにすぎない。農作業の共同化は、農家に余剰労働力を生ぜしめる。

さらに、近時の農地利用関係法規の数次にわたる改正の結果、集約的農業から粗放的農業への転換の条件が全国的に熟しつつあるなかで、中条町においても、耕作依託から経営依託、機械力の導入と、農業協同組合を中核とする、農業経営の近代化・合理化(省力化)が押し進められようとしている。これらの、省力化の努力によって、一方では、大規模耕作・経営の出現が期待され、他方では、零細農業従事者の耕作放棄または他業種労働への転換・

兼業農家の増加が促され、これらの農業外労働の可能性——農家労働力の剰余現象——その剰余労働力消費のため市場開発が必至の問題となる。この剰余労働の消費は、出稼型消費ではなくて、郷土定着型消費が、より適切であろう。つまり、人口流出・過疎解消の消極的・受動的な地方都市建設のイデオロギーと、人間生活中心の地方文化創造拠点主義に立つ、積極的・能動的な地方都市建設のイデオロギーの面から分析するとき、中条町の企業・工場誘致は、どちらかといえば、当初、前者のイデオロギーにおいて出発していたようにおもわれる。

しかし、中条町の産業振興計画の推進施策は、郷土定着型において農民の剰余労働力の消費を期待し、その市場確保策として、工場誘致の必要とメリットを認識したものであり、しかもすでにその客観的条件が、ある程度、醸成されていたのである。

(二) 昭和四五年春、すでに日立製作所社長から、中条町海岸松林の砂地を五十万平方メートル買収したい旨、申入れがあり、中条町議会はただちに、日立工場を中核とする将来の町づくりの夢を抱き、その買収事務の全面的な協力を決議した。昭和四六年夏には、予定面積の九〇%の買収までに漕ぎつけ、四七年一月一三日、日立亀戸工場中条町移転の計画発表を迎えた。しかし、昭和四八年一月に移転予定地から天然ガスの自噴をみて、工場立地として不適当という日立製作所の決定（二月）を受けた中条町当局は、同会社の要請もあって、第二次用地買収の事務を四ヶ月の短期間に実行してのけた。

町長、議員、部落の顔役などの総動員による努力の成果であったと、いわれるが、ここには、地方社会における人間関係の重み、意味が窺われうるであろう。土地買収に示された個人所有者側の条件として注目されるのは、水道、ガス、道路など、公共施設の整備である。

大規模な工場立地の対価はその土地所有者の土地の市価・経済的価値の補償のみならず、生活環境整備費用をも

含めた、価格となる傾向があるが、中条町においても、そのことは例外ではなかったのである。

日立・中条工場の誘致・立地は、以上のように、中条町の発展構想の一環として把えられ、町・議会主導型——行政指導型のそれで、同企業が公用収用法規の発動を可能ならしめる公共事業の業種に属していないだけに、一層町ぐるみの企業誘致活動を必要とし、町当局は勿論、部落共同体による自律、他律の郷土意識の喚起、つまり、「中条町の発展」の理念のもとでの連帯による成果であったといえよう。

(三) 中条町は、日立中条工場の誘致条件として、生活環境保全のため、同企業と公害防止協定を結んでいる。(資料(8))

日立・中条工場の製品は、電気機器であるため、産業廃棄物は比較的少量で、その安全性の管理に要する経費は、企業にとって過重な負担となっていないようであり、安全管理のシテテムも充実しており、いまだ住民から苦情は出ていないうえ、関連下請企業(工場)にも定期的に安全管理の技術の指導・管理を行なっていることなどを総合すると、日立中条工場は環境適合型の比較的優良な企業であるといえよう。

工業再配置促進法によって国から会社に交付された補助金一億円、中条町に町営の総合グラウンドや大出部落(日立・中条工場隣接の部落)の集会所をもたらしめている。施設の経営経費は、以後町当局のもち出しとならざるを得ないとしても、右の公共施設が町民の生活、教育文化に果す役割はきわめて大きなものがあるろう。

しかし、町当局が期待した農家の剰余労働力の消費は、地元高校卒からの優先採用に若干の効果を挙げている以外、前述の企業側の省力技術の進歩によって、妨げられている問題がある。

(四) 工場誘致に際して、中条町は、次の優遇策を示している。(資料(7)A、(7)B)
第一に、固定資産税の三ヶ年免除である。

中条町工場誘致条例は、新設される工場で生産設備（直接製造の事業の用に供される土地、建物、機械及び装置）の取得価額の合計額が二千万円を超え、かつ、常用雇用者の数が二〇人を超える企業（二条）にたいして、町長は申請により（三条）、「三ヶ年度に係る当該固定資産税の免除」（四条）をなしうる。

第二に、その他の便宜の供与（五条）である。

日立・中条工場は、右工場誘致条例にもとづいて固定資産税の免除申請を行ない、初年度六千三百五万三千円の免除決定をうけている。

なお参考までに、中条町在住の日立関連企業の固定資産税収入（資料(6)A、(6)B）は、昭和五〇年度において総額一億七千六百四十四万四千円にのぼっている。固定資産の償却分を控除するため、昭和五一年度（一億千四百六十六万一千円）、昭和五二年度（二億三百五十二万二千円）、昭和五三年度（九千九百六十九万七千円）と、減少の一途を辿っているばかりでなく、その中条町一般会計（資料(5)）に占める比率も、昭和五〇年度約五%、昭和五一年度四・五%、昭和五二年度三・三%、昭和五三年度二・六%と下降の割合が大きくなっている。

右の事実、企業誘致のメリットを、地方財政面から、過大評価することの危険性を警告する意味をもっていうが、さればと云って、さしたる産業をもたない地方弱小都市にとって、依然、大きな魅力として映るであろう。現に、昭和五四年度からは、固定資産課税がなされ、安定した税源となっている。それゆえに、環境とバランスのとれる企業誘致の必要の声は、今後いささかも、小さくなることはあるまい、とおもわれる。

註

誘致企業にたいする自治体の便宜供与のうち、新潟県関係のものには、「新潟県農村地域における工業導入促進に関する条例」（昭46年）による事業税の三ヶ年間の免除と生産用に係る土地建物の不動産取得税の免除がある。

三 ま と め

以上、日立製作所中条工場の地方進出、つまり、地元中条町当局の工場受入れにともなう、諸問題、諸実態の概要を述べてきた。開発行政の推進は、地方都市の再生にとって重要なことはいうまでもない。しかし、開発行政——本稿では、工場誘致による地方都市の経済的・社会的・文化的敏活化の期待という行政目的——の到達度こそがつねに問われなければならないであろう。小稿において、中条町の工場誘致行政にかけた期待の、ある部分は充足され、ある部分は充足されていない点を、明らかにした。工場立地が、中条町の比較的未利用な海岸地帯であることは、工場建設による土地利用の効率を高める積極評価につながっている。工場立地となった海岸地帯農家の小部落は、工場側の医療施設の地元開放によって、直接の利益をうけていることや、バスの発着による交通の便益の増加とか、会社や工場周辺の社宅・独身寮に居住する人々の村民との交流によって（例えば、近隣住民との懇談会、工場売店の開放、工場内の日立稻荷神社の秋祭に工場開放したり、忘年会、新年会の部落民と会社との共催、中条町熊野若宮社殿、乙宝寺の再建費として一〇〇万円、毎年中条町体育協会スポーツ振興費として三万円をそれぞれ寄附している）、地方社会になにか新しい芽生えが期待されなくてはならないであろう。また、町自体は、国から低開発地域工業開発促進法第五条により三年間生産設備の固定資産減税分の一部を地方交付税によってカバーされる実益をもっていた。また農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律一一二号）第七条第八条の適用により、条例指定区域内の用地買収は、租税特別措置法上、農地は二五〇万円まで、その他は一〇〇万円まで譲渡所得税の免除の措置がとられ、住民の土地売渡しを容易にした。しかし、町当局も判断しているように、農地とその他の山林・原野の免除額の差別は、立法趣旨が農民の生産用地売却の実質収入保証にあったであろうが、現象的には、農業生産用地の

流動化を速め、荒廢地活用をおくらせる結果を招いている。このように、農村社会への工場進出を促進する趣旨の、国の立法施策に便乗して、地方自治体が首長を中心として工場誘致を実現した事例として、日立中条工場誘致をめぐる中条町の地方都市開発行政は、ひとつの貴重なモデルとなろう。

もちろん、町当局は、工場誘致が町の商業に与えた影響を好意的に評価してつぎのようにわたしどもの質問に回答している。

「工場誘致（日立製作所中条工場）が町の商業に与えた影響

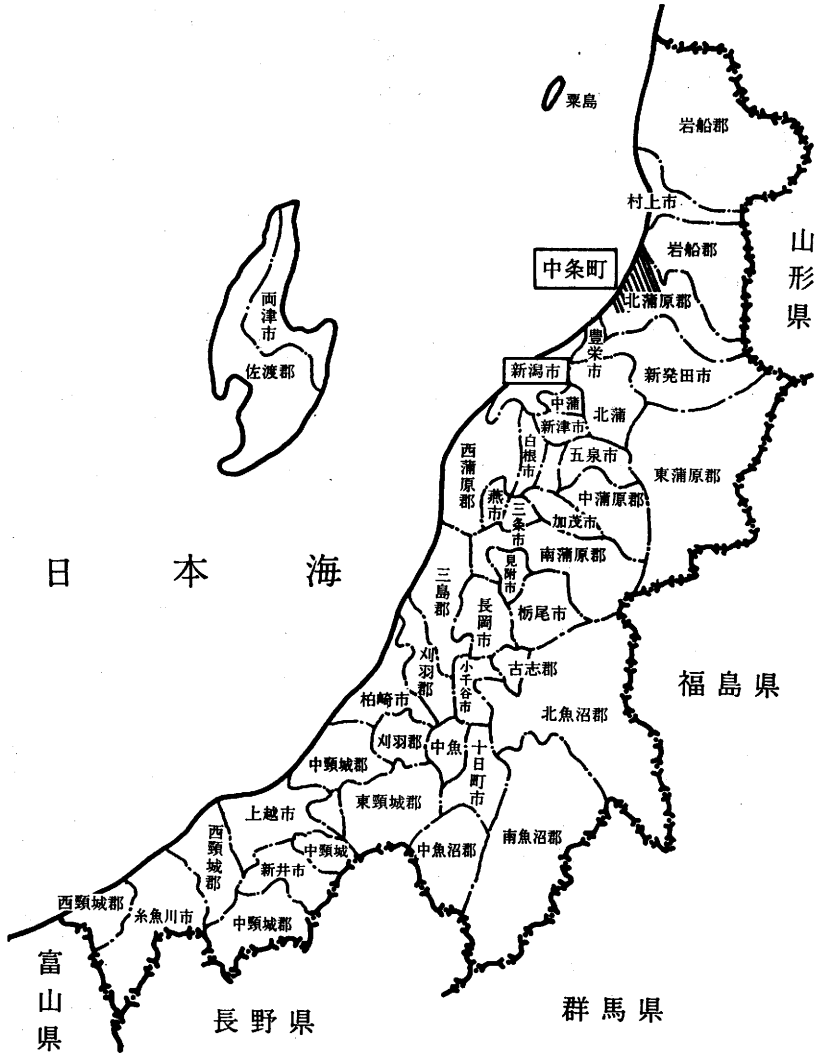
昭和四九年にこの工場が来たことよって昭和五〇年の人口は三〇、〇九〇人となり、昭和四五年に比較すると一、四四九人、五・一パーセントの人口増加を示した。この人口増加は即商品の販売額の上昇にもつながり、昭和四九年の小売販売額が七五二、三三万円であったものが、昭和五一年に四二・五パーセント増の一、〇七一、八六六万円になった。これは町の商業経営者が客を寄せるための店舗改装又は販売競争に懸命な努力を払われたことはさることながら、町の商業に与えた影響は大である。」

総体的にみれば、既述のように、右の中条町の評価はあながち我田引水といいきれないものがあるとおもわれる。日立中条工場が中条町と締結した開発協定・公害防止協定、新潟県と締結した自然環境保全協定が、今後どのように運営されるか。これは、いわば、開発行政法の社会学レベルでの息の長い追跡を必要とする問題であるが、実は、ここに本稿の設定した課題の真の解答が残されているであろう。

（本稿は、昭和五四年度文部省科学研究費補助金による特定研究の一部をなすことを附記しておく。そのため、調査資料は昭和五三年となっている。なお調査にあたって日立中条工場その他の企業中条町新潟県のご協力を頂いた。厚く感謝の意を表するものである。）

資料(1)

中条町の位置



資料(2)

国勢調査人口、世帯数

年次	世帯数	人 口			対前回比		人口密度 (1歳当り)
		総数	男	女	世帯	人口	
大正 9年	3,080	20,297	9,783	10,514	-	-	237
14	3,262	21,173	10,205	10,968	1.06	1.05	247
昭和 5年	3,458	22,099	10,651	11,448	1.06	1.04	258
10	3,583	22,534	10,861	11,673	1.04	1.02	263
15	3,676	22,681	10,932	11,749	1.03	1.01	265
22	4,563	27,605	13,333	14,272	1.24	1.22	322
25	4,738	28,096	13,414	14,682	1.04	1.02	328
30	4,773	27,715	13,168	14,547	1.01	0.99	324
35	5,177	28,219	13,467	14,752	1.08	1.02	329
40	5,699	28,844	14,011	14,833	1.10	1.02	337
45	6,173	28,641	13,875	14,766	1.08	0.99	334
50	6,895	30,090	14,841	15,249	1.12	1.05	351

資料：総務課

資料(3)

住民基本台帳登録人口、世帯数

年次	世帯数	人 口			1世帯当り 平均人口	女100に対す る人口性比
		総数	男	女		
昭和42年	6,084	29,331	14,327	15,004	4.8	95.5
43	6,164	29,295	14,304	14,991	4.8	95.4
44	6,254	29,267	14,258	15,009	4.7	95.0
45	6,305	29,183	14,225	14,958	4.6	95.1
46	6,351	29,021	14,167	14,854	4.6	95.4
47	6,399	28,932	14,132	14,800	4.5	95.5
48	6,450	28,823	14,048	14,775	4.5	95.1
49	6,479	28,686	13,994	14,692	4.4	95.2
50	7,280	30,323	15,040	15,283	4.2	98.4
51	7,235	30,415	15,037	15,378	4.2	97.8
52	7,208	30,430	15,005	15,425	4.2	97.3
53	7,149	30,233	14,892	15,341	4.2	97.1

資料：町民課

資料(4)

日立製作所及び関連企業従業員調べ

(中条工場又は事業所のみ)

会社名	調査期日 (操業年月日)	S	S	S	S
		50.10.1	51.10.1	52.10.1	53.10.1
㈱日立製作所	(49.11.21) 1,598人	1,513人	1,359人	1,251人	1,180人
日立運輸東京モノレール㈱	(49.11.21) 29人	27	27	25	25
日立産機エンジニアリング㈱	(49.11.21) 46人	52	42	35	39
杉山木箱工業㈱	(49.12.16) 21人	19	21	20	39
京浜商事㈱	(49.11.21) 36人	48	40	39	39
中条商工㈱	(49.11.21) 5人	20	140	83	167
加藤商事 (取引先) ㈱	(49.9.21) 4人	7	9	8	7
ヒラマ金物 (取引先) ㈱	(49.11.21) 4人	4	2	2	2

資料(5)

中条町決算

昭和48年度	17億3,500万円
49	19億6,100万円
50	24億 円
51	22億8,800万円
52	30億 800万円
53	33億8,000万円

資料(6)B

日立製作所(株)関連企業(町民税)

単位：千円

事業所名	法人町民税 (均等割額も含む)			個人町民税 (特別徴収分)		
	昭和 50年度	昭和 51年度	昭和 52年度	昭和 50年度	昭和 51年度	昭和 52年度
日立製作所	千円 1,114	千円 41,809	千円 62,252	千円 28,126	千円 25,459	千円 29,066
日立産機 エンジニアリング	3,606	3,502	1,954	745	807	625
日立運輸東京 モノレール	271	796	1,037	810	1,138	969
日立京浜商事	378	361	469	499	829	892
中条商工	199	149	181	185	19	28
杉山木箱	1,148	696	409	116	146	286
計	6,716	47,313	66,302	30,481	28,398	31,866

単位 千円

昭和52年度				昭和53年度				総合計
土地	家屋	償却資産	計	土地	家屋	償却資産	計	
2,644	32,403	30,977	66,024	3,164	56,719	38,048	97,931	
520	24,316	10,647	35,483					
3,164	56,719	41,624	101,507	3,164	56,719	38,048	97,931	414,320
54	299	209	562	54	299	175	528	
54	299	209	562	54	299	175	528	2,180
						142	142	
		162	162					
		162	162			142	142	751
11	16	84	156	17	147	85	249	
	86	23	109					
11	147	107	265	17	147	85	249	1,067
31			31	21			21	
31			31	21			21	105
0			0	0			0	
0			0	0			0	0
	37		37		37		37	
	37		37		37		37	148
		864	864			698	698	
		864	864			698	698	3,368
		84	84			91	91	
		84	84			91	91	375
2,740	32,800	32,218	67,758	3,256	57,202	39,239	99,697	
520	24,402	10,832	35,754					
3,260	57,202	43,050	103,512	3,256	57,202	39,239	99,697	422,314

資料(6) A

日立製作所(株) 関連企業(固定資産税)

会社名		昭和50年度				昭和51年度			
		土地	家屋	償却資産	計	土地	家屋	償却資産	計
日立製作所	課税	2,188	29,261	31,604	63,053	2,424	32,403	36,284	71,111
	低工法	433	24,316	17,733	42,482	477	24,316	13,443	38,236
	計	2,621	53,577	49,337	105,535	2,901	56,719	49,727	109,347
日立運輸東京モノレール(株)	課税	51	299	224	574	54	299	163	516
	低工法								
	計	51	299	224	574	54	299	163	516
日立産機エンジニアリング(株)	課税								
	低工法			247	247			200	200
	計			247	247			200	200
杉山木箱工業(株)	課税	10	33	110	153	11	42	111	164
	低工法		86	36	122		86	28	114
	計	10	119	146	275	11	128	139	278
中央商事(株)	課税	27			27	26			26
	低工法								
	計	27			27	26			26
中条商工(株)	課税								
	低工法								
	計								
加藤商事(株)	課税	0			0	0			0
	低工法								
	計	0			0	0			0
ヒラマ金物(株)	課税		37		37		37		37
	低工法								
	計		37		37		37		37
日立リース(株)	課税			859	859			947	947
	低工法								
	計			859	859			947	947
日立クレンジット(株)	課税			90	90			110	110
	低工法								
	計			90	90			110	110
合計	課税	2,276	29,630	32,887	64,793	2,515	32,781	37,615	72,911
	低工法	433	24,402	18,016	42,851	477	24,402	13,671	38,550
	計	2,709	54,032	50,903	107,644	2,992	57,183	51,286	111,461

中条 町工場誘致条例

(昭和四二年二月三日 条例第二九号)

(目的)

第一条 この条例は、本町に製造の事業を行なう工場の誘致を促進するため、町税の減免措置を行なうほか、便宜を供与することによりその設置を容易にし、もって本町産業の振興を図ることを目的とする。

(指定の対象)

第二条 町長は、新設される工場で生産設備（直接製造の事業の用に供される土地、建物、機械及び装置）の取得価額の合計が二〇、〇〇〇、〇〇〇円をこえ、かつ、常用雇用者の数が二〇人をこえるものを指定の対象とするものとする。

(指定)

第三条 前条の指定を受けようとする者は、あらかじめ町長に申請をしなければならぬ。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、これを審査し適当と認められる工場について指定する。この場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(減免措置)

第四条 町長は、前三条の指定を受けた者に対し、次に掲げる減免措置をすることができる。

(1) 操業開始の日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては当該日の属する年）から三カ年度に係る当該固定資産税の免除

(便宜供与)

第五条 町長は工場の誘致を容易にするため、前条に定める減免措置のほかに施設の便宜を供与することができる。

(指定の取消し等)

第六条 町長は、指定を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は減免措置を停止することができる。

- (1) 事業を廃止、又は休止したとき。
- (2) 第二条の規定による指定の対象として適合しなくなったとき。

(報告)

第七条 指定を受けた者は、町長が必要とする事項について報告しなければならない。

（工場誘致委員会の設置）

第八条 町長は、第一条の目的を達成するために別に定める条例で中条町工場誘致委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

（町長への委任）

第九条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四二年二月一九日から適用する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の中条町工場誘致条例（昭和三八年三月八日条例第八号）及び旧築地村工場誘致条例（昭和三年条例第四六号）の規定によって指定をうけた工場については、なお従前の例による。
- 3 この条例は、昭和五三年九月一四日限りその効力を失う。

資料 (7) B

中条町工場誘致条例施行規則

（昭和四五年四月一日 規則第二五号）

中条町工場誘致条例施行規則（昭和四〇年規則第七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、中条町工場誘致条例（昭和四二年条例第二九号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（課税免除の資産）

第二条 条例第四条の当該固定資産税とは、条例第二条の指定対象となつた資産に対する固定資産税をいう。

（新設の定義）

第三条 条例第二条にいう新設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 中条町に新しく建設したもの
- (2) 既設会社が新製品を製造するために建設したもの

(指定申請の手続)

第四条 条例第三条第一項に規定する申請は、別記第一号様式によるものとする。

(指定の通知)

第五条 町長は、条例第三条第二項の規定により指定（以下「指定」という。）を決定したとき、又はしなかつたときは申請者に對しその旨を通知するものとする。

(工場の土地又は建物を取得等の報告)

第六条 指定を受けた者は次の各号に該当する事項をそれぞれ二〇日以内に町長に報告しなければならない。

- (1) 工場の土地又は建物を取得したとき
別記第二号様式
- (2) 工場の建物の建設に着手したとき及び完了したとき
別記第三号様式
- (3) 事業を開始したとき
別記第四号様式

(決定の通知)

第七条 町長は前条の規定による報告を受けたときは、これを審査して減免措置の適用の有無を決定し、その旨を通知するものとする。

(事業変更等の報告)

第八条 指定を受けたものが次の各号の一に該当したときは、その日から二〇日以内に町長に報告しなければならない。

- (1) 第五条の申請内容に変更を生じたとき
別記第五号様式
- (2) 事業を廃止又は休止したとき
別記第六号様式
- (3) 事業を再開したとき
別記第七号様式

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料 (8)

公害防止協定書

新潟県北蒲原郡中条町（以下甲という）と株式会社日立製作所（以下乙という）は、新潟県北蒲原郡中条町に設置する工場に係る公害防止について住民の健康を守り、環境の保全をはかるため次のとおり協定する。

（公害防止対策）

第一条 乙は、別紙(1)による公害防止計画を実行するものとする。

2 乙は、公害防止対策の研究及び改善について不断の努力を続けるものとする。

（測定、報告及び立入調査）

第二条 乙は、ばい煙・排出水・騒音につき定期的に測定を行ない、その結果を別紙(2)により報告するものとする。ただし、甲が必要と認めたときは、その都度必要な測定を行ない、直ちに報告するものとする。

2 甲は、公害防止のため必要と認めたときは、乙の同意を得て甲の職員をして乙の工場内に立入らせ、公害防止設備等の調査をさせることができるものとする。この場合において乙は、甲の行なう調査に全面的に協力するものとする。

（違反時の措置）

第三条 乙が、別紙(1)公害防止計画記載の基準に違反した場合、甲は乙に対し期限を定めて必要な改善措置を講ずべきことを指示するものとし、乙はその指示に従わなければならない。

2 前項の措置によっても違反事実が改善されないときは、甲は違反事実が解消するまでの間、当該違反に係わる施設等の操業短縮、または停止を指示するものとし、乙はその指示に従うものとする。

（損害の補償）

第四条 公害により、地域住民に被害を与えた場合には、その原因について甲及び乙の共同調査の結果、乙の責に帰すべきことが明らかになったときは、速やかにその損害の補償を行なうものとする。

（組織の整備）

第五条 乙は、公害防止組織を確立し、責任体制を明確にするものとする。

（環境整備）

第六条 乙は、工場建設にあたり、樹木の伐採を必要最少限に抑える等、自然環境保全に留意するとともに、工場内の緑化等環境の整備に努めるものとする。

(公害防止教育の徹底)

第七条 乙は、従業員に対し、公害防止に関する教育を実施し、意識の高揚を図るとともに、公害防止の措置等が速やかに徹底できよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第八条 環境の保全その他、将来住民等から苦情の申出があった場合は甲が窓口となり、甲乙協議の上解決に当たるものとする。

(協議)

第九条 この協定に定めのない事項またはこの協定記載の条項に疑義が生じたときは、甲乙両者は誠意をもって協議処理する。

この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各一通を保有する。

昭和四八年二月二八日

甲 新潟県北蒲原郡中条町長 熊倉保夫

乙 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
株式会社 日立製作所
取締役社長 吉山博吉